

## 第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会議事録

会議名称	第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和5年7月5日（水） 午前10時から午前11時15分まで
開催場所	門真市役所 本館2階 第2会議室
出席者	（委員）5人中5人出席 石原委員、飯島委員、西村委員、玉木委員、良委員 （事務局） まちづくり部：中島技監、真砂次長 道路公園課：橋本課長、奥山参事、石峯課長補佐、 丹路主査、今井係員
案件	1 委員長・副委員長の選出について 2 諮問 3 会議の公開・非公開の決定について 4 会議録について 5 募集要項・審査評価基準等について 6 選定委員会の進め方について 7 第2回選定委員会について

### 【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、委員5名中5名がご出席いただいております。本委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして、市長の宮本一孝よりご挨拶を申し上げます。

### 【市長】

おはようございます。

第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会の開会に

あたりまして、ご挨拶申し上げます。

平素は市政各般はもとより、交通行政を含めて、様々な点からご尽力いただき心から感謝を申し上げる次第です。委員の皆様には、ご多忙中にも関わりませず本委員会の委員を快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

この自転車駐車場の指定管理につきましては、平成 18 年より門真南駅をかわきりに、京阪沿線へと進めさせていただいているところです。

ご覧のとおり門真市は自転車の利用が非常に多いということで、市域面積が狭いうえに平坦でもありますので、子供たちもそうですしお年寄りの方々でも非常に自転車を利用されております。バスよりも自転車の利用頻度が非常に多いと思っております、駅に近いところで利便性良く使っただけという点では、こういう形で指定管理者制度をしっかりと設けさせてもらいながら市民サービスの向上に努めて参りたいという風に考えておるところでございます。委員各位のみなさまの忌憚ないご意見をいただきまして、しっかりと選定いただきたいという風に斯様に願っておる次第でございますので、よろしく願い申し上げます、わたくしからのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

## 【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、選定委員の皆様をご紹介させていただきます。

学識経験を有するものとして

近畿大学総合社会学部 教授 石原 肇（イハラ ハジメ）様でございます。

専門的な知識を有するものとして

弁護士 飯島 敬子（イジマ ケイコ）様でございます。

同じく専門的な知識を有するものとして

門真交通安全協会 専務理事 玉木 節一（タキ トキヅ）様でございます。

同じく専門的な知識を有するものとして

公認会計士 西村 智子（ニシムラ チコ）様でございます。

最後に、本市の職員といたしまして  
まちづくり部長 良（ウトラ）でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

まちづくり部技監 中島でございます。

まちづくり部次長 真砂でございます。

まちづくり部 道路公園課長 橋本でございます。

まちづくり部 道路公園課参事 奥山でございます。

まちづくり部 道路公園課主査 丹路でございます。

まちづくり部 道路公園課係員 今井でございます。

本日の司会進行をさせていただきます、まちづくり部 道路公園課長補佐 石峯でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順番に確認をお願いします。

まず議事次第でございます。

次に資料1 選定委員会委員名簿でございます。

次に資料2 門真市有料自転車駐車場指定管理者募集要項（案）でございます。

次に資料3 募集要項様式集でございます。

次に資料4-1 有料自転車駐車場管理業務（仕様書）でございます。

次に資料4-2 放置自転車等対策業務（仕様書）でございます。

次に資料5 門真市有料自転車駐車場管理等業務処理要領でございます。

次に資料6 審議会等の会議の公開に関する指針でございます。

次に資料7 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則でございます。

次に資料8 門真市情報公開条例でございます。

次に資料 9 門真市有料自転車指定管理者候補者選定委員会日程（案）  
でございます。

次に資料 10 第 1 次審査評価基準表（案）でございます。

次に資料 11 第 1 次審査評価個票（案）でございます。

次に資料 12 選定方法及び採点について（案）でございます。

次に資料 13 第 2 次審査評価基準表（案）でございます。

次に資料 14 第 2 次審査評価個票（案）でございます。

次に資料 15 第 2 回選定委員会予定表（案）でございます。

次に資料 16 第 3 回選定委員会予定表（案）でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

#### 【事務局】

それでは、初めに、委員長、副委員長の選出をさせていただきます。

お手元の資料 7「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」の第 9 条第 2 項をご覧ください。ここに、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが皆様いかがでしょうか。

#### 【委員】

私から 1 つ提案ですけれども、委員長には、前回の委員長を務められました公認会計士の西村委員を推薦します。

また副委員長に、学識経験者でおられる近畿大学総合社会学部教授の石原委員を推薦したいと思います。

#### 【事務局】

ただいま委員長に西村委員、副委員長に石原委員をとのご推薦がありました。みなさん、いかがでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

### 【事務局】

ご異議がないようですので、委員長に西村委員、副委員長に石原委員と決定させていただきたいと思います。

それでは恐れ入りますが、委員長席及び副委員長席にそれぞれ移動の方をお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、委員長、副委員長から就任に当たりまして一言ご挨拶をお願いいたします。

西村委員長よろしくをお願いいたします。

### 【委員長】

誠に僭越ではございますが、委員長をおおせつかりました西村でございます。

指定管理者の候補者選定にあたり、石原副委員長と共に重責を果たしてまいりたいと存じます。今回は、門真南駅周辺及び京阪沿線の自転車駐車場一体での指定管理ということですので、皆様には、積極的なご発言とともに円滑な議事運営にご協力いただき進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、就任に際してのご挨拶といたします。

よろしくをお願いいたします。

### 【事務局】

ありがとうございます。

続きまして、石原副委員長お願いいたします。

### 【副委員長】

誠に僭越ではございますが、副委員長をおおせつかりました石原です。

私は、この選定委員会につきまして初めて参加させていただく事になり

ますが、皆様のご協力の下、本施設の管理者にふさわしい団体を選定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、就任に際してのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、諮問に移らせていただきます。

宮本市長から西村委員長へ諮問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 【市長】

門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会委員長 西村智子 様、門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定について、門真市有料自転車駐車場指定管理者にかかる候補者選定の実施に際し、貴委員会の意見を求めます。

令和5年7月5日 門真市長 宮本 一孝

では、よろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

お受けいたします。

よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

では、宮本市長におかれましては、誠に恐縮ですが、この後、公務のためこれにて退席させていただきます。

**【市長】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。

西村委員長よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

それでは「案件1 会議の公開・非公開の決定」に移りたいと思います。

この件に関しまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

ご説明させていただきます。

本市におきましては、お手元の資料6「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において「審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあること、また、申請団体のアイデアなどが公開されることにより、申請団体に不利益を及ぼす恐れがあることから、非公開とすることが適切と考えております。

このことについて、ご検討をお願いします。

**【委員長】**

事務局から、この会議を非公開にしたいということでご提案ございました。

委員の皆様いかがでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

皆様、異議なしという事ですので、本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思えます。

続きまして「案件2 会議録」について事務局からご説明をお願いします。

**【事務局】**

ご説明させていただきます。本委員会の会議録につきましては、資料6「審議会等の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表するとともに、候補者が決定された後、第1回から第3回の会議録を併せて公表いたします。また、会議録の作成につきましては、資料8「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

以上でございます。

**【委員長】**

事務局より会議録公開の作成並びに公開についてのご提案がありましたが、ご意見ございますか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

みなさま異議なしということですので、それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思えます。

次に「案件3 募集要項・審査評価基準等」について、事務局よりお願い申し上げます。

## 【事務局】

では、募集要項及び仕様書と審査評価基準についてご説明します。

お手元の資料2「門真市有料自転車駐車場指定管理者募集要項（案）」の  
まず3ページをご覧ください。

まず、今回の募集の趣旨につきましては、有料自転車駐車場の設置目的  
である自転車等を利用する市民の利便の向上及び自転車等の放置を防止  
し、駐車秩序の確立を図ることを効果的・効率的に達成するとともに、質  
の高い行政サービスの提供や建物等の維持管理を行い、また、放置自転車  
等の削減を目的とし、駅周辺の環境を良好にすることを旨とするために自転  
車駐車場の指定管理者へ一体的な放置自転車等の対策業務を委託いたしま  
す。

次に、指定管理予定施設とその概要といたしまして、今回公募いたしま  
す施設は合計 11 施設ございます。詳細につきましては、募集要項 3 ペー  
ジから 6 ページをご覧ください。

次に、新たに募集する内容が 2 つあり、それぞれについてご説明いたしま  
す。

まず 1 つ目としまして、募集要項 4 ページをご覧ください。

施設名として、門真南駅東第 2 自転車駐車場として記載しておりますが、  
こちらは、門真南駅周辺において大型・普通自動二輪の駐車場が不足して  
おり、市民から増設の要望があります。その要望を受け、門真南駅の第 4  
出口に隣接する箇所にある本市の用地を活用し、大型・普通自動二輪駐車  
場の整備を考えております。

整備については、新たに指定管理者となった団体が整備し、管理・運営  
を行うものとしております。

2 つ目としまして、募集要項 9 ページをご覧ください。

放置自転車等対策業務についてであります。

市内の各駅に放置自転車等が存在しており、本市が委託発注し対策を講  
じております。

主な業務としまして、自転車等を放置しようとする者に対し、自転車駐  
車場への駐車を促す、警告札を張り付ける等の作業の街頭指導業務。放置  
された自転車等を移送する移送業務。移送された自転車等を保管・返還手  
続きを行う保管所管理業務があります。

これらの3業務と自転車駐車場の管理・運営を一定的に行う事で、放置  
自転車等の減少、自転車駐車場の運営に大きく寄与するものと考えており  
ます。

これらを踏まえ、新たに指定管理者となった団体にこれら3業務を別途  
委託できるものとして募集を行うものでございます。

次に、16ページの「10 指定管理者候補者の選定」をご覧ください。審  
査には公平性、透明性を高めるため本選定委員会を設置し、書類審査によ  
る第1次審査、プレゼンテーション審査による第2次審査を行った上、そ  
れらの総合的な評価により候補者を選定します。

まず、第1次審査では、自転車駐車を管理運営する上での経営基盤等  
の基礎的な部分について評価選定いただき、第2次審査では、自主事業や  
サービスの向上など、民間の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある提  
案について評価をいただきたいと考えております。

第1次審査についてご説明いたします。

お手元の資料10の「第1次審査評価基準表（案）」をご覧ください。

こちらの方は「門真市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関  
する条例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案  
しての評価項目や配点となっております。また、「審査評価基準表」と資料  
11の「審査評価個表」の左端の対象項目の数字に関しては、資料3「募集  
要項の様式集」にございます、様式第2号「施設事業計画書」の4番から  
8番の、5項目の番号と一致させております。

評価の際にご活用いただければと存じます。

資料 10 の区分【エ】「指定管理料の額」につきましては、資料 12 の「選定方法及び採点について（案）」の 3 ページ目をご覧ください。

提案のあった指定管理料の内、最低の価格を 100 点といたします。その他の事業者については、資料に記載の計算式により、事務局にて計算を行います。

その得点を委員の皆様の得点といたします。

区分【キ】「職員の雇用確保の方策と労働条件」に関しては、専門的な知識を必要とすることから、個表の回収後に弁護士である飯島委員の評価を全員の個表に転記とさせていただきたいと考えております。

次に、区分【ケ】「類似施設の管理運営に関する実績」につきましては、申請者が示した類似施設の駐車収容台数が、本市が管理する駐車収容台数 5,866 台プラス  $\alpha$ 、このプラス  $\alpha$  は新しく整備する施設で、この台数と比べ、どの程度であるか、資料 12 の選定方法及び採点について（案）にございます算出方法を用いまして算出し、事務局で事前記入したいと考えます。

次に、評価項目のうち、区分【コ】の「申請団体の経営状況」に関しましては、専門的な知識を必要とすることから、個表の回収後に公認会計士である西村委員長の評価を全員の個表に転記とさせていただきたいと考えております。

次に、審査結果の記入につきましては、資料 11「第 1 次審査評価個表(案)」に評価項目ごとに 5 段階評価を表す A・B・C・D・E のアルファベットを記入していただきますようお願いいたします。また、第 1 次審査において委員全員が同じ評価項目において E（0 点）として評価した場合は失格といたします。

また、第 1 次審査において評価する全委員の総得点が 6 割に満たない場合は、失格といたします。

なお、A・B・C・D・Eの評価については、資料12「選定審査・算出方法について」の1ページ目の下にございます、評価の目安の表のとおりでございます。評価A～Eの5段階に対し、倍率を設けておりますので、その倍率×各評価項目の配点数を乗じたものが得点となります。

第1次審査に関しましては、委員1名250点満点、かける委員数となり、5名の委員で1,250点満点と考えております。

第2次審査に関しましては、委員1人150点満点、かける委員数となり、5名の委員で750点満点と考えております。

次に、第2次審査についてご説明いたします。

お手元の資料13の「第2次審査評価基準表（案）」をご覧ください。こちらは資料2の「募集要項」17ページから18ページにございます、評価項目の配点の欄に網かけした箇所について、第2次審査において評価をする項目でございます。各社、10分間のプレゼンテーションを行った後、資料13の「第2次審査基準表（案）」にございます質問を各委員よりお願いし、自主事業やサービスの向上など、民間の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある提案に対して評価を行って頂きたいと考えております。

また、第1次審査と同様に評価する全委員の第2次審査での総得点が6割に満たない場合は、失格といたします。

総合評価は第1次審査得点と第2次審査得点を合計したものとして、5人の委員で2,000点が満点となります。

本日は、募集要項等の各資料につきまして、事務局で原案を作成いたしましたしましたものを委員の皆様方にお目通しいただき、委員の皆様のご意見を頂戴いたしました内容をもって、決定をお願いしたと思っております。

また、ご検討いただく項目の中で重要なものとして、採点の方法、審査評価基準表を事務局案として作成をさせていただきました。こちらにつきまして、今一度、ご確認をお願いしたいと考えております。

以上の事務局案について、ご検討をよろしく申し上げます。

以上で募集要項等の説明を終わります。

**【委員長】**

沢山の資料のご説明ありがとうございました。ただいま、募集要項、仕様書及び審査評価基準に関するご説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

手を挙げられた方は第1次審査、第2次審査両方とも必ず受ける事になるのか。

**【事務局】**

私の説明が漏れておりました。まず第1次審査でみなさまに評価していただき、上位3団体を選定していただきます。その上位3団体が第2次審査に進むということで、みなさま方に選んでもらいます。

**【委員長】**

みなさま、選定基準の内容等はこれで大丈夫でしょうか。

また、第1次審査、第2次審査どちらで何を審査するという区分の方も大丈夫でしょうか。あと配点はいかがでしょうか。

門真市さんとしてはサービスの向上を図るための具体的手法が一番重要だとお考えになって40点、あとは8-(3)の当該接続外の自転車駐車秩序を確立する方策、これが大事だと考えて50点、あとやっぱりお金も大事ということで指定管理料の額に高い配点をおいてらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

おっしゃる通りです。

**【委員】**

念のための確認なのですが、第1次審査で指定管理料の額を事務局の方で算定していただき、算定式をよく理解してないので、他の評価項目はA・

B・C・D・Eという風にしていますよね。指定管理料についてもA・B・C・D・Eというので出されると理解するのでしょうか。

それとも金額なので絶対値というか、応募事業者さんどうしの金額差で機械的にA・B・C・D・Eによって、もしくは金額によって表記されると理解した方がいいのか。

#### 【事務局】

一次定数といいますか、複数団体が提案された一番低い指定管理料を100点とさせていただいて、各団体の指定管理料の額を先程の資料の計算式に当てはめて、その計算結果がそのまま点数として評価となります。

#### 【委員】

ということは、ここだけ機械的にいなくて、かつ最終的には第1次審査と第2次審査の評価点が400点満点だから、この項目は点数に影響を与える可能性は高くなるのか。

#### 【事務局】

高くなると思っております。他の項目と比べると配点が3倍ほどにしており、事務局として重要視しております。

#### 【委員】

更なる質問になるのですが、現在は指定管理の中で自転車駐車場の管理運営を駐輪場別にそれぞれの指定管理者さんがおられるが、今回、全ての施設を一括して指定管理者さんを選んで管理いただく。加えて門真南駅東第2自転車駐車場を整備する仕事をしていただく。更に放置自転車等をされないように市民の方々へ指導し、放置されている自転車等を移送するという業務内容でお願いするということですよ。

それを全部含めて指定管理料として事業者さんが提案してくると理解してよろしいでしょうか。

**【事務局】**

提案自体には自転車駐車場の管理運営の費用と放置自転車等対策の費用とを明記した上で、合算したものを頂きます。

**【委員】**

この募集要項の鏡が指定管理者及び放置自転車等対策業務受託者になっていますけれど、これでいいのですか。

先程のお話で、一括してということは放置自転車等対策業務も指定管理業務と解釈はしないのでしょうか。

**【事務局】**

そこは分けて考えております。

指定管理者として選定されたA社とまず指定管理業務として自転車駐車場の管理運営での年度協定を取り交わして、放置自転車等対策業務については、その指定管理者に対して別途、本市から業務を委託できるという風に考えております。

**【委員】**

公の施設の指定管理の部分と、一般的な業務委託というところで、それぞれプロポーザルで契約することも可能ですし、同じ契約内容になるので総合的に提案を受けて判断して、契約をはかることも可能です。

**【委員】**

契約は分かれるのですね。

**【事務局】**

契約は分かれます。

**【委員】**

それを1つの申請書で判断する事になるのか。

**【事務局】**

おっしゃる通り、1つの提案書として判断いただきます。

**【委員】**

それは市役所さんの契約業務部署も関わると思われますが、そちらは問題ないという事でしょうか。

**【事務局】**

その認識で問題ありません。

**【委員】**

わかりました。

**【委員】**

2つは違う業務であるが、関連が深いため、指定管理のプロポーザルに放置自転車等対策業務も合わせるってというような形になるかと思えます。

**【委員】**

6－①指定管理料の額に全部の金額が入ると理解すればよろしいでしょうか。

**【事務局】**

おっしゃる通りです。

**【委員】**

そういうことですね。

そうなると、純粹に事業者さんによって分からない部分というのが、門真南駅東第2自転車駐車場の新しく整備されるのが5年間でどれぐらいで償却するかみたいな考え方が異なってくるだろうという風に理解すれ

ばいいでしょうか。

**【事務局】**

おっしゃる通りです。

**【委員】**

わかりました。

**【事務局】**

先ほど委員にご指摘をもらいましたので、評価基準6-①の指定管理料においては、指定管理業務分だけでないので、募集要項のこちらの表示をもう少し相手側にきちんと伝わるような表現にしたいと思います。

項目としては合算したような形で表示いたします。

**【委員長】**

その他、いかがでしょうか。

専門的な知識が必要であるという項目については、私と飯島委員の評価が全員の個表に転記するということになりますが、みなさん、大丈夫でしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

ありがとうございます。

滅多にないことだと思いますが、他都市での選定委員会だと点数が一緒になった場合どうするかというのを決めてらっしゃるところがあって、よくあるのが市役所側の方で、より重要だと考えておられる項目を決めて、この項目一番大事だから、この項目について点数が高いところにしよう、それも一緒だったら次に大事な項目はこれだから、点数を比較してという



決め、推薦しますという事になります。

**【委員長】**

みなさん、それでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員】**

同点となった際には、事務局の方からまず意見を出してもらうようにいたしますので。

**【事務局】**

はい、募集要項ではっきり示しますとそこに重点を狙ってという恐れもでてきますので、第2回の委員会の時点で事務局からこういった形で順番決めという細かいものを準備、ご用意させていただきます。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。

その他、みなさん何かご不明な点はございませんでしょうか。

**【委員】**

素朴な質問ですが、募集要項6ページの放置自転車等対策業務がもろもろと記載されているのですが、日常、私は門真市駅から職場まで歩いているのですが、朝時々、高齢者の方々が路上に自転車を停めたらダメですよというのを指導されているのをお見掛けするのですが、この業務を委託するということなのですか。

現在業務されている方の委託のシステムはどのようなものかはわかりませんが、おそらく門真市さんがシルバー対策かなんかで募集してされていると思うのですが、その方々が業務にされるとかどうなるのですか。

**【事務局】**

現在の放置自転車対策業務としては街頭指導業務と移送業務があり、街頭指導業務と移送業務については、入札によって業者を選んでいます。結果として街頭指導業務を公益社団法人門真市シルバー人材センターさんがされています。

**【委員】**

現在は公益社団法人門真市シルバー人材センターさんがされていると。

**【事務局】**

おっしゃる通りです。

それと今回の提案でもある指定管理者に対して門真市が放置自転車等対策業務を随意契約します。その業務を指定管理者の方で、どの業者が選ばれるかというところです。

**【委員】**

わかりました。

**【委員】**

今のお話ですと随意契約した指定管理者によっては再委託契約とかがありうるという理解でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

おっしゃる通りで、そういう理解で結構です。

**【事務局】**

通常の指定管理者制度ですと再委託契約という概念は生じないのですが、委員のご質問の内容は委託業務にあたりますので、監督業務を指定管理者でしていただく形で、本市において再委託の承諾はありえます。

## 【委員】

その点で若干気になったのは、これまでのケースから募集要項 P.29 の⑩がシルバー人材センターさんへ委託している部分で表記されていると思われます。ただ、募集要項様式集の様式第2号の中で「8. その他管理運営に際して必要な事項」に、いわゆる地域貢献というのを書いてくださいと示されていて、おそらく地元の方の雇用、障がい者の方の雇用とかそういうのを明記してくださいというのがありますが、その部分はあくまでも駐輪場の管理の事を書くという仕分けになるのでしょうか。

何を言いたいかというと放置自転車等の街頭指導業務の中でもその考えはあった方がよろしいと考えれば、そちらも含めて書いていただく方が、結果的に指定管理をされる事業者さんが要件を満たせばシルバー人材センターさんとかになったっていいわけだと思いますし、駐輪場の管理に地元の方の雇用とか障がい者の方の雇用に関わっている部分も放置自転車の街頭指導業務とかに生かしていただいた方がよろしいかと。これは個人的な意見です。

## 【事務局】

今の委員のお話ですが、当該項目はやはり指定管理業務での地域貢献の内容にあたるかと考えております。

## 【委員】

放置自転車対策は通常の委託業務にあたるから、それに対する提案書等の様式はないってことになるのか。

## 【事務局】

おっしゃる通りです。

## 【事務局】

指定管理料については、あくまで公の施設重視という観点で算出してい

ただ、それプラス別の見積もりとして放置自転車対策業務の費用を算出いただく。ただ、総合的に公の施設運営管理業務と放置自転車等対策業務の考え方を確認したいと考えておりますので、ここについてはそのように評価いただきたいと思っております。

#### 【委員】

たぶん事業者さんの場合も指定管理者になるという前提でこちら側の放置自転車等対策業務をどこかに委託したら、いくらぐらいになるかと積算されるのではなかろうかと思うので、金額でしか出てこないと思うのですよね。

その先、シルバー人材センターさんに頼む事もありうるかもしれないし、そうじゃないって事もあるかもしれません。ただ、きちんと駐輪場管理の方では様式のところで費用的に関してお書きいただく事になるので、そこで判断するしかないのかなと。

#### 【事務局】

事務局としては評価基準 8-(3)「当該施設外の自転車駐車秩序を確立する方策」の項目に放置自転車等対策業務を踏まえ駐車場へ導く等の取り組みの提案をしていただき、そこで評価をしていただくかと考えております。

#### 【委員】

放置自転車対策業務に関する内容についての提案をきちんとしていただけるような形の募集要項の方がいいのかなと。さっきの追記項目と一緒に審査しますよと事業者さんに解るようにする方がよいと思う。

#### 【事務局】

承知しました。

**【委員長】**

ちょっとおさらいさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、指定管理料につきましては、指定管理業務と放置自転車等対策業務の両方の金額で評価するという事でよろしかったでしょうか。

**【委員】**

委託業務の金額を評価するのであれば、そういう事になろうかと思えます。

**【委員長】**

そういうことですね。

そして、8-(1)「社会的要請に応えた体制・活動内容」につきましては、駐輪場管理業務の事だけを書いていただくと。8-(3)「当該施設外の自転車駐車秩序を確立する方策」の方では委託業務の放置自転車等対策業務の事について書いていただくが、この様式では何を書いたらいいのか、何を求めているのかがわかりにくので、募集要項の方ではっきりと追記いただくように検討いただくということによろしいですね。

なお、現在8-(3)につきましては、第2次審査の項目になっていますが、第2次審査のままによろしいでしょうか。

**【委員】**

一定の仕様書の中での提案のプラス部分にあたり、書類審査の第1次審査よりその後審査する第2次審査でいいかと私は思います。

**【委員長】**

みなさん、現状どおり第2次審査でよろしいですか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

ご異論はないようなので、この件につきましては、第2次審査でという事でもよろしくお願いいたします。

別にはなりますが、業務を再委託できる事って具体的に決まっているのでしょうか。

再委託するのに事前申請はいるっていうのはどこかに書いてあると思うのですが、再委託を出すのに、これはできるけど、これはできませんっていう具体的な記載はなく、出されたものを見て、都度判断するというようなものになるのでしょうか。

**【委員】**

業務になるので、業務責任者は指定管理業務を請け負った事業者の社員さんになり、その方がしっかり管理しておれば、外部に再委託は可能となります。

**【委員長】**

わかりました。

具体的に個別で決まっているわけではないって事ですね。

**【事務局】**

その都度、承諾していればという事になるが、主たる部分を丸投げしていないか本市にて監督は必要になってきます

その辺もわかりやすく募集要項に記載いたします。

**【委員長】**

わかりました。

その他、皆様何かご不明な点、ご意見ございませんでしょうか。

**【委員】**

募集要項の 17 ページの網掛になっている部分は第 2 次審査にあたると思うのですが、そのこと自体は募集要項自体には書いてあるのですか。

**【事務局】**

網掛けの部分ですか。

**【委員】**

はい。どういう区別で着色しているのか。

**【委員長】**

なんで色が塗ってあるのか説明がないと。

**【事務局】**

募集要項 17 ページ中段の第 2 次審査の項目のところに対象評価項目である 4 -(2)-①②、5 -(1)、5 -(2)、8 -(2)、8 -(3)と列記し、その部分を網掛けしております。

**【委員長】**

表の下とかに注釈等で書いている方がわかりやすいと思いますね。

**【事務局】**

第 1 次審査項目と第 2 次審査項目と誤解を生じないように着色に関して注釈を追記するようにいたします。

**【委員長】**

その他、気になる点はございませんでしょうか。

**【委員】**

募集要項 18 ページの 8 -(1)は放置自転車等対策業務を含むのですね。

**【委員長】**

8-(1)は放置自転車等対策業務を含まないですね。ややこしいですね。

**【委員】**

それは、この募集要項を見ただけで分かるのでしょうか。

今、色々お話を聞いてまとめていただいたので、そうだとわかるのですが、読んだだけで金額は全部含んで、8-(1)は含まなくて、8-(3)は第2次審査でとなっていてシンプルではないですね。

**【事務局】**

委員の皆様からご指摘いただいたという事は、公募した際にも同じようにご質問いただくとお思いますので、記載内容については、気を付けていきたいとお思います。

**【委員長】**

確かに「5 その他管理に必要な手法」で放置自転車対策業務が含まれているかがわかりにくいと思われますので、募集要項で公募される際には誤解を招かないよう重々よろしくお願ひいたします。

その他、何かお気づきの点、みなさん大丈夫でしょうか。

**【委員】**

今までの委員皆様の意見を踏まえて、事務局の方でどう変更したか、きちんとわかるように整理していただき後、各委員さんにメールで確認し、意見があれば出していただき、最終、委員長の方で最後こういう形でまとめましたっていう申し送りをして、公募するという流れになろうかとお思います。

**【委員長】**

委員の皆様こういう風にしますが良いかっていうメールが届き、出た

意見を集約されて、これで行きますよってというのがくるわけですね。

**【委員】**

最終は委員長判断でしていただいたという流れであればいいかと思えます。

**【委員長】**

承知いたしました。

皆様、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

委員長一任で最後、決定した内容については、後日事務局より各委員へまたご連絡するという事をお願いいたします。

**【事務局】**

承知しました。

**【委員長】**

次に案件4、選定委員会の進め方についてご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

資料9の門真市有料自転車駐車場等指定管理者候補者選定委員会日程(案)をご覧ください。

本選定委員会の開催スケジュール及び指定管理者の公募から決定に至るまでのスケジュールをまとめております。

委員の皆様方には本日の募集要項、仕様書及び審査基準等検討を行っていただきました。内容について修正等を加えたのち、7月11日、来週の

火曜日に、募集要項の配布といたしまして、門真市ホームページに掲載する予定としております。

対象施設が多い事から、施設見学期間 7月 14日（金）から 7月 26日（水）まで設けております。また、7月 27日（木）に応募予定者に対する現地説明会を開催いたします。

質問受付は、8月 7日（月）から 14日（月）までとしており、質問を受け付け次第、事務局にて回答作成してまいります。質問内容によりましては委員の皆様方に、回答作成をご依頼することもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

回答につきましては、全てを取りまとめて 8月 25日（金）に、直接メール・FAX又はホームページにて発表する予定でございます。回答内容については基本的には再質問はできないと要項に記載しております。

指定管理者の申し込みとしましては、申請書の受け付けを 9月 1日（金）から 9月 11日（月）を予定しております。

申請書につきましても、事務局で受け付け、取りまとめをいたしまして、委員の皆様方に配布説明を行う予定としております。その後、9月 22日（金）に第 2回の選定委員会を開催いたしまして、書類審査を行っていただきたいと考えております。

この書類審査におきまして、何社の公募があるか分かりませんが、上位 3団体を第 1次審査の合格者として選定していただき、10月 20日（金）に開催予定の第 3回選定委員会におきまして、応募者のプレゼンテーション及び委員からの質疑応答を実施し、第 2次審査を行っていただき、第 1次審査と第 2次審査の評価を合せた総合判定として、指定管理者候補者を第 2順位まで選定していただきたいと考えております。

その後、正式に書面にて答申をいただき、12月に開催予定の令和 5年門真市議会第 4回定例会に議決案件として上程決定いたします。

正式に決定した指定管理者と協定を締結するにあたり、業務内容の詳細について市と協議を行ってまいります。

その後、令和 6年 4月 1日より、指定管理者による有料自転車駐車場管理業務の開始となります。

第2回の選定委員会の予定としましては、本日、決定をいただいた審査基準等を基に、次回第1次審査において、各委員が付けられた点数を集計いたしまして、第2次審査の対象となる団体を選定いたします。なお、第1次審査の結果は審査通過団体に通知し、通過しなかった団体には、不選定通知を送付する事といたします。

続きまして、第3回の選定委員会でございますが、第1次審査通過団体によるプレゼンテーション10分と各委員から第2次審査評価基準表(案)に記載いたしました、質問5項目と、その他の質問をあわせ15分、団体ごとに合計25分実施いたします。

委員の皆様にはそれぞれのプレゼンテーションと質疑応答に対しまして採点を行っていただき、その結果を事務局にて集計いたします。集計結果が出ましたら、第1次審査の得点と、第2次審査の得点の合計を参考としまして、指定管理者の候補者を選定いただくための総合評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

選定委員会の進め方、スケジュールについては以上でございます。

#### **【委員長】**

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

私の方からになります。書類の受付が9月11日までで第2回選定委員会が9月22日と11日しかない中、私どもとしては1日でも早く書類を見せていただきたいと思いますところでございます。

#### **【事務局】**

はい。速やかにさせていただきます。

#### **【委員長】**

他に何もございませんでしょうか。

それでは、最後に第2回選定委員会の説明に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは最後に案件 5、次回、第 2 回選定委員会についてご説明いたします。

先ほども選定委員会のスケジュールのところ、簡単な流れはご説明させていただきましたので、詳細の説明は省略させていただきますが、次回の選定委員会では各団体より提出された応募書類に対し、第 1 次審査としての書類審査を行っていただきたいと思いますと考えております。

先程も見ていただきましたが、資料 10 の第 1 次審査評価基準表（案）、それと資料 11 の第 1 次審査評価個表（案）をご覧いただきたいと思います。少し重複する説明となりますけれども、こちらは第 1 次審査の際に使用する審査評価基準表（案）となっておりまして各評価項目に対する評価の視点、それに対する配点を一覧表にしております。

これを基に、委員の皆様には各団体より提出された提案書に対して、採点を行っていただきたいと思います。採点に当たっては、右の欄にあります評価の視点を参考としていただければと考えております。

委員の皆様方に採点していただいた後は、事務局の方で集計を行います。

先ほども申し上げましたが、第 1 次審査での得点といたしましては、委員お 1 人当たりに 250 点満点の設定をしており、全委員の合計点は 5 名いらっしゃいますので、1,250 点満点となります。算出した点数の合計点が高いものに順に並べまして、上位 3 団体を第 2 次審査の対象として選出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 【委員長】

ただいまの説明に関しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

## 【委員】

提案書類をお渡しする際には、資料 11 の第 1 次審査評価個表等で事前

に個別採点できるようには申請団体分の用意をしておく方が良いと思う。

**【事務局】**

まずこれについては先ほどの点数の修正があって資料を送付させていただいて、この表については第2回選定委員会には団体ごとに、事務局で正式なものは用意させていただきますが、委員のおっしゃるように事前に採点できるように申請書をお渡しする段階で採点できるように資料をお渡しさせていただきます。

**【委員長】**

そうですね。ここでいきなり見ても採点となっても対応が難しく、事前に自宅や事務所等で点数をつけ、それをもって第2回選定員会で見直し程度のイメージですのかなと思いますので、ご対応よろしくお願ひします。

**【事務局】**

承知いたしました。

**【委員長】**

よろしくお願ひします。

その他、何かございませんでしょうか。

特にないようですので、これもちまして第1回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。

長時間、皆様ありがとうございました。